



# 個人情報保護の新時代の幕開け—中国個人情報

**Q** 中国において近年の急速な通信情報技術の発展に伴い、個人情報の同意なき収集、不当な取扱い、漏洩などが多発し、個人情報に対する全面的な保護が急務となっていた情勢の下、個人情報の保護を専門とする法律として「中華人民共和国個人情報保護法」(以下、「保護法」という)が2021年8月20日に可決・公布、同年11月1日に施行されました。これまでの中国における個人情報保護の関連規制は、民法典、サイバーセキュリティ法、消費者権益保護法、刑法改正案(九)のほか、国家基準たる「情報安全技术 個人情報安全規範」などの各分野の法令・基準に散在していましたが、今回の保護法の制定は、個人情報保護の統一的な枠組み・指針を打ち立て、当該分野の新時代の幕開けとなります。それでは、今回の保護法にはどのような内容が定められ、企業としては、その運用などに関しどのような点に注意すべきでしょうか。

## A 1. 個人情報の定義

保護法4条1項の定義規定によると、「個人情報」とは、既に識別され又は識別可能な自然人に関する電子的又はその他の方法で記録された各種の情報をいい、匿名化処理された情報は除外されます。このように、保護法は、これまでの民法典1034条2項、サイバーセキュリティ法76条等の規定が要件としていた「識別された情報又は、識別可能な情報」に加え、「自然人に関する情報」という関連性の要件も求めるものとなりました。この定義の下、自然人と関連する情報が幅広く個人情報に含まれるものと解され、例えば、ブラウザでウェブサイトを開覧した際に形成され、データを一時的に保管するクッキー(Cookie)も、端末設備情報などの情報との結合により自然人を容易に特定しうるときは、個人情報に該当します。しかし、「自然人に関する情報」についての判断基準(例えば目的、結果など)は保護法において明らかにされておらず、今後の関連する細則や実務の運用に委ねられます。

## 2. 機微個人情報とその取扱い

保護法は、機微個人情報についても定義規定を設け、生体認証、宗教の信仰、特定の身分、医療健康、金融勘定、移動軌跡等の情報及び14歳に満たない未成年者の個人情報がそれに含まれるものとし、列挙方式でその範囲を初めて明確化しました(28条1項)。

機微個人情報の取扱いは、保護法第2章第2節の「機微な個人情報の取扱いに関する規則」により厳しく規制され、遵守すべき主な内容としては、個人情報の取扱者においては、特定の目的及び十分な必要性があり、かつ、厳格な保護措置を講じた場合に限り機微個人情報を取り扱うことができること、個人の個別同意を得なければならないこと、「告知」(日本の個人情報保護法における「通知」と類似する)すべき内容に関し、通常の事項のほか、機微個人情報の取扱いの必要性と個人の権利・利益への影響も伝えなければならないことなどが挙げられます。

個人の顕著な身体的特徴を有する機微個人情報としての「顔情報」の取扱いについては、保護法に特別な規定が定められています。まず、それを取り扱うための個人の個別同意取得の例外として、保護法26条は、公共場所での顔識別で収集した情報を公共の安全を保護する目的のみに使用する場合には、個人の同意を不要としています(ただし、顕著な標識を提示しなければなりません)。また、保護法62条は、機微な個人情報及び顔認証、人工知能などの新

たな技術、アプリケーションについて個人情報保護に関する専門的な規則・基準を定めることを、国家ネットワーク情報部門に対し関連部門と協力して行うよう要求しています。なお、21年8月1日に施行された司法解釈たる「顔認証技術を用いた個人情報の処理に係る民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の規定」も、より具体的で厳格な規制を整備しています。

したがって、位置情報、顔認証特徴などの機微個人情報の取得・使用が頻繁に行われるようになった昨今、企業は機微個人情報の取扱いについてより慎重に対応することが求められます。

## 3. 個人の同意なき個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについて、サイバーセキュリティ法は、個人の同意をもってそれが正当化される唯一の根拠としたのに対し、保護法は、個人の同意がない場合でもそれを行う要件を下表のように整備しました(13条)。

特に、企業が内部管理のため従業員の個人情報の収集・使用などを必要とするときは、下表の要件②に基づいてそれを行うことができ、柔軟な対応が可能となります。

もともと、下表のような要件が定められているとはいえ、同意なき個人情報の取扱いについては、その具体的な運用に関する細則やガイドラインによる指導が必要となるため、これらが発せられるまでの間は、対応を誤って責任を問われることへの懸念から、同

類型	要件
個人情報の取扱いが認められる一般的要件(13条1項1号)	①個人の同意を得ること
同意なき個人情報の取扱いが認められる要件(13条1項2号から6号)	②個人を一方の当事者とする契約の締結もしくは履行のために、又は法に基づいて制定された労働規則若しくは法に基づいて締結された集団契約に従って人的資源管理を行うために個人情報の取扱いを要すること ③法定の職責又は法定の義務の履行のために個人情報の取扱いを要すること ④突発的な公共衛生事件に対応し、又は緊急の状況下において自然人の生命健康若しくは財産の安全を保護するために個人情報の取扱いを要すること ⑤公共の利益のために報道、世論監督等の行為を行い、合理的な範囲において個人情報を取り扱うこと ⑥保護法の規定に従い合理的な範囲において、個人が自ら公開し又はその他既に合法的に公開された個人情報を取り扱うこと
キャッチオール条項(13条1項7号)	⑦その他法律、行政法規が定める事情があること

# 保護法の要点と日本企業の留意点

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons) 中国弁護士  
中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇

意取得又は匿名化措置の方法が多用される傾向があります。

## 4. 個別同意

保護法は、個人情報について次の5つの行為を行うためには「個別同意」を得なければならないものとしました。

- ①他の個人情報取扱者への個人情報の提供、②個人情報の公開、③公共場所での顔識別で収集した情報の公共安全保護以外の目的への利用、④機微個人情報の取扱い、⑤個人情報の国外移転

もっとも、保護法は、「個別同意」取得の方法については明確に定めていないものの、従来のように個人情報やその取扱行為の種類を問わない包括的な「同意」の取得のみで個人情報を取り扱っていると、違法となるおそれがあります。それゆえ、企業は、自社の製品・サービスの性質・機能の実現のため個々の個人情報の取扱いにあたり、行うべき告知及び取得すべき同意に関する制度や実施方法を社内規則として定めるとともに、個人情報主体からの同意取得の要否、同意取得の方式の合法性、個人の同意を取得しえない場合に適用可能な保護法に定める個人情報取扱要件の有無などについて、個別に検討のうえ実行することが必要になると考えられます。

## 5. 個人情報の現地化と国外移転関連要求

保護法第3章は、個人情報の国外移転について下表のような規制を行うものとしています。

対象者	概要
①重要情報インフラ運営者 <sup>注1</sup>	
②その取り扱う個人情報の数量が国家ネットワーク情報部門の基準に達した個人情報取扱者 <sup>注2</sup>	当局が手配する安全評価に合格しなければならない。
③これらいずれにも該当しない者	a) 次のいずれかの要件を充足しなければならない。 ・当局が手配する安全評価に合格すること ・規定に従って専門機構が行う個人情報保護認証を受けること ・当局が定めた標準契約に従って国外の情報移転先と契約を締結し、双方の権利・義務について合意すること ・その他法令及び当局が定める要件 b) 次の義務を履行しなければならない。 ・個人に対し、国外の情報移転先の名称又は氏名、連絡方法、取扱い目的などの法定事項を告知すること ・個人の個別同意を得ること

日系の中国現地法人や事業会社においては、企業グループ内や顧客の個人情報などを国外へ移転するにあたり、コンプライアンス体制を確立する必要があり、次の点に特に注意すべきです。

- ①個人情報の国外移転の必要性を判断し、適切な国外移転の方法を選択することによって保護法の要求に応ずること。もっとも、現時点では、個人情報の国外移転の要件としての安全評価・安全認証について有効かつ詳細な規定が定められていないため、国外の情報移転先との契約締結の方法が考えられるが、当局が定めた標準契約の公布や今後の動きが注目されること。
- ②従業員の個人情報取扱社内規則又はプライバシーポリシーを改

正して国外移転の目的、対象などを従業員らに告知し、労働関連法令を踏まえた社内手続を適正に行う体制を整え、個別同意の取得などの手続を的確に行うこと。

③個人情報の国外移転に起因するリスクの評価を行い、その国外移転について当局の審査を受けたときは積極的に当局との意思疎通を図り、リスク評価の結果に基づく弁明や抗弁を展開すること。

## 6. 個人情報取扱者の義務

保護法第5章の各規定は個人情報取扱者の義務を概括的に定め、まず、同法51条によると、個人情報取扱者においては、個人情報取扱の目的・方法、自己が取り扱う個人情報の種類及び個人の権利・利益に対する影響、存在しうる安全リスク等に基づいて次の保護措置を講じなければなりません。

- ①内部管理制度及び操作規定の制定
- ②個人情報に対する分類管理の実行
- ③暗号化、非識別化等の安全技術措置の採用
- ④個人情報取扱の操作権限の合理的な確定及び従業員への安全教育・訓練の定期的な実行
- ⑤個人情報安全事件緊急対応策の策定及びその実施の手配
- ⑥その他法律、行政法規が定める措置

そのほか、重要インターネットプラットフォームの特別な個人情報取扱義務(58条)、個人情報保護責任者の設置義務(52条)、個人情報取扱状況のコンプライアンス監査義務(54条)、一定状況下の個人情報保護影響評価義務(55条)、漏洩時の通知義務(57条)などが挙げられます。

企業は、これらの義務を適切に履行するため、自社の経営管理の特徴や必要性に基づき、個人情報の取扱いに関する実用的な内部統制制度及び事前予防策を整備することが必要となります。

## 7. おわりに

保護法は、サイバーセキュリティ法、民法典などにおける個人情報保護規定のほか、実務において新たな問題を踏まえ、個人情報保護のためその取扱者に対するこれまでにない厳しい規制を行うものとしており、中国において個人情報保護の新時代の幕開けとなります。したがって、日系企業は、中国国内外で個人情報を取り扱うにあたり、保護法をはじめとする中国関連法令を遵守しながら、自社の業務内容、規模、技術水準などに応じ、必要な場合には専門家に協力を要請しつつ、自社の個人情報保護の方針・措置を調整し、コンプライアンス体制を整えていくことが望まれます。

注1:重要情報インフラについては、サイバーセキュリティ法31条により、公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、金融等の重要な業界の情報インフラ、その他破壊、機能喪失又はデータ漏洩が発生した場合に、国の安全、経済及び人民の生活、公共利益に重大な損害が生じる情報インフラを意味するものと定義されています。

注2:「国家ネットワーク情報部門の基準」について、自動車分野の特別規定である「自動車データ安全管理若干規定(試行)」は、「関わる個人情報の主体が10万人を超えた個人情報」と定めています。